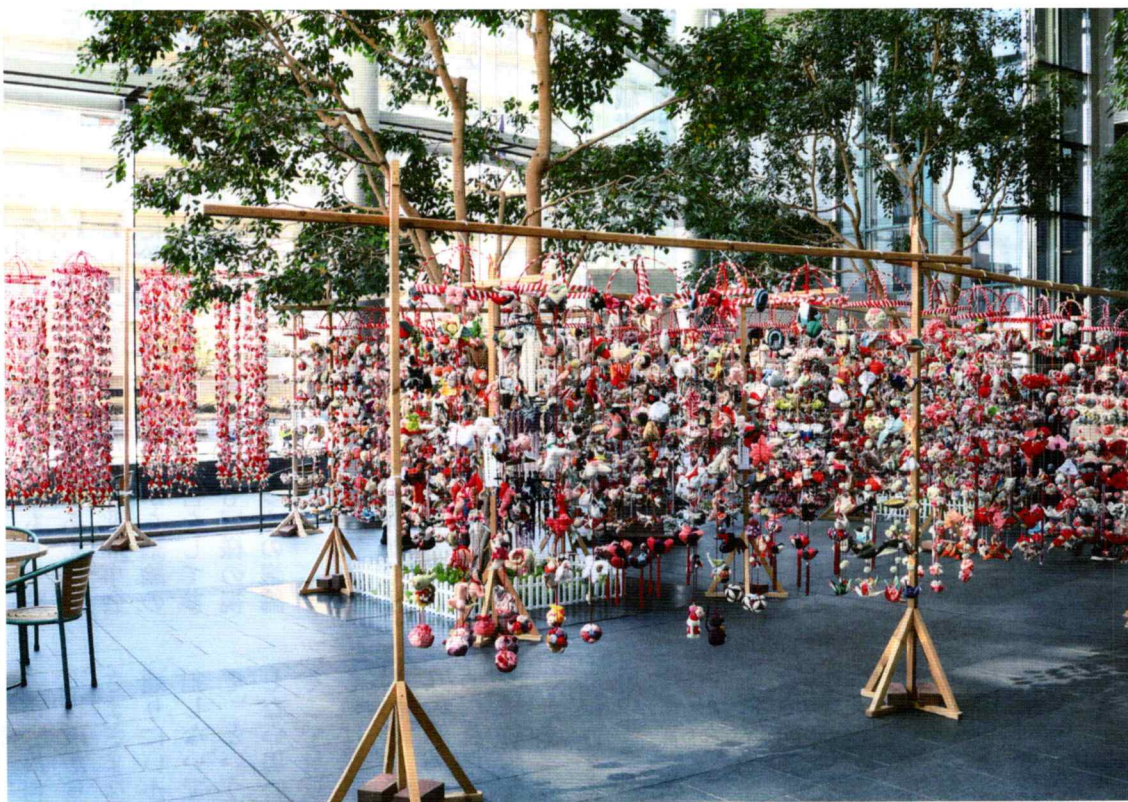




報 全 司 保 護

平成31年3月30日発行 北多摩北地区保護司会
発行責任者 会長 野崎重弥

「雛のつるし飾り」(東久留米市役所屋内広場)



手紙

北多摩北地区保護司会

副会長 海老澤 茂

朝晩の寒さは続きますが、日中は大分過ごしやすくなりました。春の便りが西から届く事と思います。春を待っていたのは人だけではありません。小鳥をはじめ花・草木に至るまで感じられます。

また、三月は別れの月でもありますように、卒業及び退職される方々が、次の目標に向かって希望に萌えている様子がうかがえます。

古来からお祝い事や弔事ごとの通信手段の一つに手紙があります。今日の世界は情報の時代と言われ、通信を担うコミュニケーションの手段には電子メールを始め、ファックスや電話など様々な方法があります。国内は言うに及ばず設備さえあれば地球上の何処でも瞬時にして交信が可能です。

一方、私達は実に素朴な通信手段である手紙と言うコミュニケーションの方法を持っています。季節の折々に出す挨拶状、祝賀の行事や慶事に向けて出される祝い状、礼を尽くして頼み事をする依頼状、贈り物や厚意を受けた時の礼状、約束を違えた時の詫言など様々な場面での手紙があり手紙でこそ伝える事の出来る機微もあります。

心の籠もった手紙を貰った時の嬉しさは何事にも代え難い物です。間もなく平成時代が終わり新時代へと移行しますが、人と人を結びつける他には代える事の出来ないコミュニケーションの手段の一つとして何時までも手紙を大切にしていきたいと考えております。手紙にこだわる私は古い人間でしょうか。

八年を振り返る



平成二十二年五月に北多摩北地区保護司会会長に就任させて頂き、本年五月をもって退任させて頂きます。

この八年間は私に取りましても、更生保護制度にとりましても激動の八年であったと思います。

国は大きく変化する社会経済状況や更生保護制度の基盤である保護司制度の基盤整備に向け、大きく舵を切った期間でした。

この事は保護司の職務・職責の増大とパラレルの関係であったとも言えます。確かに保護司には最先端で更生保護を支えているとの意識は非常に高い。しかし事務事業が増大し過ぎれば保護司確保が困難になる。しかし社会情勢を踏まえた施策の展開も必要！本当に困難な時代を迎えていると思えます。ただ明確なことは、保護司の高いモチベーションを維持するために大胆な発想の転換が求められている事は事実です。

私は会長就任時に「進化と真価」という言葉を申し上げました。

様々な改革・改善を実施してきましたし、東京保護司代表者協議会に於いては積極的に発言もし、時にはかなり厳しい意見もあえて申し上げて参りました。北北理事会に於いても同様の考えから議論のきつかけとなるべく発言をして参りました。多摩連改革も同様の視点でした。結果として多くの議論が出来たと考えています。

五月の総会后、新たな執行体制が確立し、新たな歩みを開始します。「新しい酒は新しい皮袋で」正しくこの諺のとおり、新たな発想で困難な時代の更生保護を充実・発展させるためのご尽力をお願い申し上げますと共に、この二年間事務局として地区保護司会運営に多大なお力を頂きました西東京市生活福祉課の皆様にご心から御礼申し上げます。

身近に相談できる人がいるということ



日頃、保護司の皆様には大変お世話になり、感謝申し上げます。日々の保護司の皆様を対象者への

関わりが、とてもありがたいことだと感じています。

家庭裁判所の審判後や少年院、刑務所からいざ社会に出てくると、さまざまな誘惑があつたり、思い通りにいかない現状を前に、「再犯しないで真面目に頑張っていくぞ」という思いもなかなか長続きしない場合も多いと思われれます。そこで身近に支えていただいているのは保護司の皆様だと思います。

対象者はこれまで適切な助言をしてくれる人が周りにいなかつたため、誰にも相談できず、後先考えずに行動していたのではと想像できます。対象者が一人で頑張つても限界があると思えますが、保護司の皆様のように温かく接していただき、時には厳しくご指導していただいていることが、対象者本人にとって、心の抛り所になり、安心感を得ることにつながっています。

こちらが思いが対象者には伝わらず、来訪がないなど接触が難しい対象者もいると思えます。そのような場合は主任官にお気軽にご相談いただければと思います。共に対象者にかかわり続けることにより、すぐに状況は変わらな

いかもしれませんが、いつかこちらの思いが伝わると信じ、働きかけを続けていきたいと思えます。大

変ご苦労をお掛けしますが、今後も対象者の更生のためにご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

保護観察官をしていて感じる事



北多摩北地区保護司の皆様には、日頃から更生保護の諸活動にご尽力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

更生保護は、人の生き方に携わるものであり、これが正しいという決まった答えがない難しい仕事だと思えます。一方で、保護司の皆様を始め地域の人々と協力すること、処遇における視点や支援が広がることにこの仕事の魅力があると感じています。

以前、良好措置で保護観察を終えた少年が、担当保護司に「保護観察は自分にとって大切な時間でした」と述べたことがありました。保護観察は犯罪や非行に対する処分ですが、それを本人がマイナスイメージで捉えず「大切な時間」と思えたのは、そこに担当保護司の温かいかわりや自身が成長したという

実感があつたからだと思えます。

私はこの少年の言葉から、保護観察に求められるのは、問題の改善に焦点を当てた処遇だけでなく、彼らの過去をつまづきに寄り添いながら本来持つ能力を見出し、それを発揮できる環境を整えていくことも必要なのだと感じました。

犯罪や非行に至った背景は人によつて異なり、その人を取り巻く状況も日々変化するため、処遇においては個人の特性やその環境に柔軟に対応していかなければなりません。私自身、知識や経験の少なから対応に悩むことも少なくありませんが、保護司の皆様を始め地域社会で更生保護を支える人々と協力できることに感謝し、処遇の幅を広げる努力を続けたいと思えます。

保護観察の 施策について



東京保護観察所立川支部
保護観察官
吉川 昌宏

平素から保護観察の円滑な実施について多大なる御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成二十年の更生保護法施行以来、社会貢献活動や刑の一

部執行猶予制度、昨今では再犯防止推進計画など矢継ぎ早に政策、施策等が打ち出され、保護司の方々を始めとした関係団体の皆様方を煩わせているところです。正直なところ、我々保護観察官もこのところの変化に戸惑い、十分に消化しきれれていないところも多々あります。

以前は法や施策が変わるのに何年も要していたものが、社会が急速に変化し、それに伴い多様化が激しくなりそのスパンが短くなつたことを実感しています。昔から、公務員は予算がない、人手がない更には前例がないなどとやらない言い訳を見つけ、考えては、なかなか新しいことを受け入れないと揶揄されても来ました。

しかし、このところの時代の要請はそれを許さず、効果があると認められれば果敢に行つてみるという考えに変わりつつあると感じています。

我々保護観察所職員としても、円滑な実施に向けて丁寧に対応し、説明を申し上げていくよう心がけて参りますので、保護司の皆様方におかれましても斯業のためにこれまで同様御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

北多摩北地区 全体研修報告 「更生保護のこころ」

北多摩北地区
研修部長
比留間 克美

平成三十年十一月六日(火) 西
東京市保谷庁舎四階研修室におい
て、地区全体研修会を開催しまし
た。 観察官はじめ田無・東村山警
察署、西東京・小平両市の職員の方
々のもと八十六名の出席(会員
七十九名)となりました。

講師に本地区清瀬市にある日本
社会事業大学の特任教授、山田憲
児氏をお招きし、「更生保護のこ
ころ」と題しての講演を頂いた。

山田教授は、東京大学卒業後法
務省に入省、保護局にて観察所
長・総務課長ならびに各地方更生
保護委員長を歴任、NPO法人全
国就労支援事業者機構事務局長を
経て更生保護施設、更新会常務理
事も勤められています。五十年あ
まりに渡り、様々な立場で更生保
護を見つめられてきました。

講演の中で示された時々の事件
との関わりやその周囲の人々との
出会いには、山田先生の想いの深
さが感じられました。

中でも死刑囚中村覚が、歌人、
島秋人へと変遷する中での短歌や

手記に心の大きな変化を見る思い
がした。罪を犯してしまつた人、
非行を起してしまつた少年らに対
しての社会感情は時に排除の論理
に傾きがちになるのが常ですが、
ここに保護司制度の存在意義を改
めて考えさせられました。更に昨
今の虐待問題に関連して取り上げ
られた、狼に育てられた少女「カ
マラとアマラ」の例示はまさに、
人は人として生まれるのではなく、
人によつて育まれて人となれる。
との言葉は根本のところである。
更生保護に関わる一人として
「身に寸鉄を帯びず」の言は真に
心に刻まれ忘れられない言葉であ
りました。



北多摩北地区保護司会全体研修会

平成三十年
第七ブロック

保護司組織運営連絡協議会

日時 平成三十年十月二十三日
場所 武蔵野スイングホール

平成三十年度第七ブロック保護司組織運営連絡協議会は一四六名(参列員十名、地区会長九名、協議員、オブザーバー)が出席して行われました。

座長から協議題は「保護司の安定的確保と保護司の育成」東京の保護司活動を次代につなげるために」と提示されました。

私たち北多摩北地区からは栗原健人氏(東久留米分区)が地区の意見をまとめ代表として次のように発表しました。



一、保護司候補者を安定的に確保する上での課題と方策について

◆課題

ひと昔前に比べ、保護観察、環

境調整以外の諸活動が多くなり保護司の負担は増加している上、活動が平日、昼間に行われることも多く現役の就業者にとつてかなり負担がいられます。

これからの若い保護司を確保したいと言う割にはその現状を踏まえていないところがあります。保護司候補者推薦協議会等を設置し、人材の情報を共有化し、保護司候補者を検討しています。

◆新たな具体的方策について

一つは公務行政に従事した経験職員の再雇用者、また同じ地域活動をともにする方々に声をかけるということ。行政の強いバックアップを頂くことも必要不可欠だと思います。保護司説明用パンフレットの作成や広報媒体を活用する工夫はもとより新任保護司の発掘は一人ひとりの保護司がその任に当たると言う気構えが必要であり、また退任予定者が在任中に新任者を勧誘すると言う決まりを作る事も大事です。そしてより大勢の出席、参加を促す為、夕方夜間の開催など検討する必要があります。

◆要望事項

定年を迎える保護司に対し役員会で協議し、心身共に健全で活躍頂けると判断した方には新たな任期延長をお願いする制度を是非要望します。

二、新たに委嘱された保護司の育成に関する課題と方策について

◆課題

経験の浅い保護司が対象者処遇に苦慮し、不安を抱き中途退会する保護司が出ています。新任保護司へのサポートコミュニケーションも大切です。仕事の関係で各定例研修、管外研修に参加できない保護司も多くなります。

◆処遇活動

最初の二、三年は育成担当の保護司を任命したり定例会後ミニ研修を設けたりしています。また、新任委嘱後正副分区長による説明会を実施しています。分区全体会後に事例報告会を実施し、困難事例や特殊な案件を中心にベテランの経験談を聞く機会を設けています。

◆地域活動

後輩保護司を育てると言う意識を共有し、横の繋がりを大切にしています。定例会後歓談をする機会を積極的にもちつことで保護司同士の交流がよい成果となつて表れてきています。

◆新たな具体的な方策について

年に一度でも小グループ(ベテラン+中堅+新任)で話し合いの時間をもち新任者が気軽に発言し、相談できる場があれば孤立を妨げるのではないのでしょうか。また、宿泊研修に参加できない保護司も多く、日帰り研修を新たに企画したいと言う分区もあります。自宅で面接ができない保護司の為に行政の協力により施設の開放や、他の保護司宅を利用する等お互いに協力し合いながら出来ることを進めていきます。

◆要望事項

保護司会では対応できない困難な問題が発生した場合、保護観察所はより積極的に保護司の相談窓口を開設すべきではないでしょうか。保護司会がより多くの人々と連携して活動しやすい環境づくりに対して特段の働きかけ配慮を望みます。また、地方行政機関への協力、義務付けを付加改正すれば、より良好な関係が築けるのではないのでしょうか。そのためには保護司法の改善が望まれるところです。

協議会を通し他地区の情報を「おみやげ」として各地区に持ち帰ることになりました。

東久留米分区 衛藤 裕子

研修部の役割

西東京分区分 研修部長
松川 正秀

保護司会における研修部の役割について考えてみました。

保護司会の年間スケジュールは、地域別定例研修会、全体研修会、新人研修会、一日管外研修、一泊研修と主だった研修が、予定されています。そのうちの、地域別定例研修会と全体研修会の日程は一年以上前に決まっています。研修部の役割は、保護司としての資質



を向上させる為の研修と保護司会に関する最新の情報を提供する部会だと認識しています。保護司会のメンバーは多種多様な分野の職業人の集まりです。それ故に一つの問題に関するものの見方も、意見もとても多彩になってきますが、最終の目的は、対象者の健全なる社会復帰のお手伝いをする事だと思えます。中でも地域別定例研修会は、保護観察所の下で、その内容が決められています。それに対して、全体研修会、一日管外研修、一泊研修は、研修部を中心に、私たち保護司の思いを反映できるとても素晴らしい機会でもあると思えます。特に年に一度の一泊研修旅行では、夕食後の懇親会が開催され、保護司同志の懇親と友情、信頼関係をより深めるとても良い機会だと思われまます。最近では昨年九月の九州一泊研修旅行、今年六月の東日本成人矯正医療センターの見学、更には今年十月の千葉刑務所の見学等々、その都度研修部が場所を探し、ホテルや見学コースを旅行会社と相談して決めて来しました。今後も同様の役割を研修部は、になつてゆくものと思えますが、多くの皆様の、参加が

あつてこそ成り立つものですから、よろしくご協力お願いいたします。

小平分区分研修報告

小平分区分 研修部長
佐々木 栄亨

小平分区分における研修は宿泊研修と日帰り研修の他、年三回定例会後の三十分間、ミニ研修を行っております。

宿泊研修については、今年度はすでに六月に実施し、水戸刑務所の視察研修をさせて頂きました。

これまで年一回必ず実施してきたものですが、やはり宿泊を伴う研修旅行は会員相互の親睦を深め、情報交換やら保護司活動における悩み相談など夜を徹して語り合うことのできる、貴重な時間と思われまます。

日帰り研修については、今年度は一月に実施予定ですが、更生保護施設「紫翠苑」に伺うことになっております。

最近では更生保護施設への訪問が続いておりますが、「紫翠苑」はご寄付をさせて頂いている関係からもベテラン会員はなじみがありますが、当分区分でも半数は訪問したことがなく、今回の計画となりました。

定例会後のミニ研修は、数年前から新任会員への研修を目的に始めたものですが、今年度はベテラ

ン会員からの事例発表と質疑応答という形で行い、他会員からの経験談も出て、短時間でも有意義な研修になっていると思えます。

保護司活動においては、経験に優るものはなく、いろいろな家庭環境、さまざまな出来事等々、人間観察に日々努める上で、これらの研修が何かの気づきになることが最大の目標と言えるかと思っております。



水戸刑務所

2018.06.15



東村山分区研修報告

東村山分区 研修部長
大井 芳文

本分区では本年度、定例会後の研修会（四回）と管外宿泊研修会（二回）を行いました。その概要は以下の通りです。

①中学校生活指導主任との協議会
六月十二日 出席者 三十名

生活指導主任や担当の校長・副校長先生等と「各校における問題行動及び善行行為の情報交換、中学生への啓発活動に関わる連携」について話し合いました。

②民生委員・主任児童委員との協議会
八月七日 出席者 三十八名

「青少年問題・高齢者問題の現状について」を始め、地域に密着した福祉活動を行っている民生・児童委員から見た課題について問題提起をしていただき、その対策について話し合いました。

③小中学校PTA連絡協議会との協議会
十月九日 出席者 六十名

PTA活動を通して、日ごろから児童・生徒の活動や地域の情報をキャッチしている方との連携について話し合いました。上記のどの協議会においても保護司会の活

動について理解していただけたらめの話もしました。

④東村山警察署との協議会
十二月十一日 出席者 二十三名

警察署管内での事件・事故の実態について話を伺い、それへの対応をどうするか、話し合いました。

⑤宿泊管外研修「福島刑務所」
十月二十九日～三十日
出席者 十三名

本刑務所は、江戸時代に福島藩が信夫郡勝浜村に牢屋敷を設置したことに始まる。その後、福島監獄、福島刑務所と改称、一九六〇年に現在地に移転。執行刑期十年未満で犯罪傾向が進んでいる者及び特定言語の外国人を収容できる。男性一六五五人を収容できる。広大な刑務所でありました。



管外研修

清瀬分区 研修部長
山下 勝幸

今期清瀬分区の管外研修は長野県安曇野の有明高原寮としました。理由は多くの保護司が少年院に行つたことがなく、施設生活教育を直に見て知りたかつたからです。

十一月十九日、保護司と更女総勢十七人がバスで出発。有明高原寮は北アルプス山麓の静かな林の中にありました。NHKドラマ「鐘の鳴る丘」のモデルになつた所です。一般短期処遇の男子で収容人数は六十名ですが現在院生は四人と激減していると寮長から説明を受け驚きました。社会的には結構なこと。

面会所・宿泊施設・体育館・作



業所・グラウンド等を説明を受けながら見学、院生が農園で野菜作りを一生懸命やっていました。

特長は塀やフェンスなし、開放的で脱走も容易、そのため院生の意識と教官の信頼関係が重要で、温泉にいっしょに入り裸の付き合いですキンシップに努めています。地域住民との理解と協力も必要で奉仕活動や音楽会や運動会ラジオ体操も小学生といっしょにやっています。

矯正教育は四ヶ月で生活指導と職業訓練等で社会復帰の準備をすると聞いて、見学者全員が感心しました。研修旅行の最後に全員で「とんがり帽子」を合唱して締めました。実りのある研修だったと思います。

東久留米分区分研修部の活動

東久留米分区分 研修部長 栗原 健人

東久留米分区分研修部は主に年に二回の管外研修(宿泊・日帰り)と隔月で開催される全体会後の困難事例報告会を事業として担当し企画運営を行っています。

本年八月の日帰り研修は新設の東日本成人矯正医療センター(昭島市)の視察、また十月の宿泊研修では金沢刑務所(石川県)を訪問してきました。またこの管外研修には毎回退任をされた先輩方も参加をして頂いておりまして、良い交流の機会となっております。

開催が平日という事もあり、特に若手の保護司の参加が難しく今後の課題の一つでもあります。所属部会を超えた横の繋がりを密にできる事もこの研修の大切なことであると考えています。

また昨年は新たな取り組みとして府中地区保護司会研修部からお声がけ頂き合同の研修を実施しました。地区の垣根を超えた研修部の活動をお聞きし、組織規模の違いは元より地域の特色を生かした工夫、永年継続した取り組みをお伺いすることができ大変貴重な機会となりました。



全体会後に開催する困難事例報告会は、所属保護司間の情報共有とその課題解決に向けた意見交換の場として有効に活用されています。特に経験の浅い保護司にとって多くの学びの機会となっております。また担当保護司にとっても、皆から助言を頂く事で日々の対応にも新たな工夫が見られたり徐々に成果が出てきているように感じています。今後も負担のない範囲で実りある研修を開催していきたいと思えます。これからも各分区の活動を参考に充実した内容となるよう努めて参りたいと存じます。

平成30年度東京更生保護事業関係者顕彰式典被顕彰者名簿

表彰

藍綬褒章

- 山田 俊江 (西東京)
- 法務大臣表彰
- 久下 幸廣 (小平)
- 内橋 勝利 (西東京)

全国保護司連盟理事長表彰

- 野崎 好子 (東村山)
- 海老澤 茂 (東村山)
- 野口 甚平 (西東京)
- 高橋 秀夫 (西東京)

関東地方更生保護委員会委員長表彰

- 佐々木 榮亨 (小平)
- 佐野 郁夫 (小平)
- 佐藤 恒夫 (東村山)
- 島崎 洋子 (東村山)
- 高野 光芳 (東村山)
- 田中 眞津子 (清瀬)
- 須貝 栄子 (西東京)

関東地方保護司連盟会長表彰

- 太田 憲孝 (清瀬)
- 後藤 由美子 (清瀬)
- 沢田 早苗 (東久留米)
- 高柳 徹 (西東京)
- 保谷 七緒美 (西東京)

東京保護観察所長表彰

- 内田 光男 (清瀬)
- 清水頭 賢二 (清瀬)
- 濱野 雅章 (西東京)
- 松尾 耕作 (東村山)
- 平野 徳司 (西東京)
- 當麻 一哉 (東久留米)
- 東京保護司会連合会会長表彰
- 北村 明美 (小平)
- 竹内 誠一郎 (小平)
- 大竹 眞澄 (小平)
- 小山 邦昭 (東村山)
- 若林 弘子 (東久留米)

感謝状

- 東京保護観察所長感謝状(内助功労)
- 小峰 万木子 (西東京)
- 比留間 眞弓 (東村山)

受賞おめでとうございます



藍綬褒章を受賞して



西東京分区
山田 俊江

平成三十年秋の藍綬褒章授受の栄に浴しました。

十一月十四日、法務省にて伝達を受け八台のバスに分乗し夫と共に皇居へ参内。「豊明殿」にて天皇陛下からお言葉を賜りました。首を垂れつつ多くの先達の方々のことが偲ばれ胸が篤くなりました。これは、保護司拝命以来、先達のもと、共に更生保護活動に力を尽くした方々を代表していただけた誉れであると心得ております。活動を支えてくださりご指導いただいた総ての関係機関の皆様、地域の皆様に感謝申し上げます。保護司拝命後二年近くは担当する対象者もなく「社会を明るくする運動」が主な活動でした。対象者を通して自分の至らなさを覚えることも多々ありました。定められた期間ではあるもの、心を寄せ共に歩んだ対象者だった人が再び罪を犯すことのないよう祈り続けてまいります。人皆わが師、今後共お導きくださいますようお願い申し上げます。

人事 往 来

○新任保護司

左記の方が新たに保護司として委嘱されました。
平成三十年九月一日付



西東京分区
増田 潔

平成三十年十二月二十二日付



西東京分区
柳川 浩美



東村山分区
篠田 耕治



清瀬分区
田中 靖人

○任期満了

平成三十年八月三十一日付
宮崎 照夫 (小平分区)
在職二十年
平成三十年十二月二十一日付
本山 信子 (西東京分区)
在職二十二年

○退任保護司

平成三十一年一月三十一日付
杉本 唯夫 (小平分区)
在職十三年
平成三十一年一月三十一日付
熊木 敏己 (東村山分区)
在職十二年

〈表紙写真説明〉
「雛のつるし飾り」

(東久留米市役所屋内広場)

桃の節句の雛壇の両側に、はぎれで作ったぬいぐるみを竹ひごの輪から赤い糸に下げて吊るすもので、江戸時代に「雛のつるし飾り」として福岡県柳川市で発祥し、広めつたえられたものです。「桃飾り」とも呼ばれる飾りにはそれぞれ謂れや言い伝えがあり、子の成長を願う親の深い愛情が窺えるものです。東久留米市商工会女性部員が、「雛のつるし飾り」と出会い平成十七年度から共同制作した「桃」と「さるぼぼ」を出品したことがきっかけで継続事業としていきます。

江戸時代人生五十年、女性は少し下がって四十九年といわれ女の子の節句なので四十九個の飾りを吊るしています。

開催日

(毎年三月第一週の土、日曜日)

お詫び

58号掲載の新任保護司、西東京分区喜多野雅司氏の委託年月日に誤りがありました。お詫び申し上げますと共に訂正させていただきます。

誤 平成二十九年十二月一日付
正 平成三十年二月一日付

編集 後 記

今号の北北広報誌も無事に発行の運びとなりました。お忙しい中原稿を執筆頂いた皆様にはこの場をお借りして御礼申し上げます。

野崎会長が「進化と真価」を掲げて八年間の会長職を勤められたと書かれました。時代の変化に伴い様々な改革がされている私達の更生保護の活動の真価を今問わなければならぬという野崎会長の願いを改めて頂きました。今年度の保護司会活動を余すところなくお伝えしようと編集に当たつて来ましたが、これからの保護司会活動の在り方を問い確める紙面作りをしていきたいと思います。

齊藤 信也

事務局 西東京分区
TEL 〇四二(四三八)四〇二四
FAX 〇四二(四二三)四三二一